



高病原性鳥インフルエンザの リスクを読む〈下〉



(株)ピーピーキューシー研究所
代表取締役社長
加藤宏光

前号まで2004年以來の経過をたどって見た。あれから6年が過ぎ、鳥インフルエンザに対して、何が変わり何が変わらないのだろうか？

幸い、2004年の京都における事例を例外として鳥インフルエンザ発生で倒産の悲劇を耳にしない(廃業は数件あるが...)。しかし、鳥インフルエンザが発生した場合、それ以降の運営の困難さには大きな差異はない。

新たな行政の姿勢 リスク要因に関する情報

HPAIに関して、想定される

誘因として

(1)どこから

(2)どうして

(3)どうなる

が検証されなければならぬ。(1)どこから、といえはまず挙げられるのは中国であろう。昨年(2011年)1月にも中国では3人が鳥インフルエンザに感染して死亡している。中国でも人の感染や死亡に関しては無関心ではなく、成都の列車内で死亡した中年婦人については、接触した可能性のある140人に隔離処置が講じられ、感染拡大を予防す

る対策が講じられた。本来の感染源はもっぱら――

(1)どこから..

毎年の野鳥および鶏への発生パターンを見る限り、大陸から水鳥によって運ばれることは間違いない。問題は2010年末までの最初のウイルス確認を考えると、まず韓国でカモもしくはアヒル等でウイルスが確認され、それから略々3週間後に日本で分離される、という経過をたどっていた。しかし、一昨年では韓国に先立って10月26日に北海道でカモのふんから分離され、その後3週間経ってから韓国で分離されている。

これは、大陸からウイルスを保有する野鳥がまるで絨毯爆撃をするかのように日本、韓国のみならず広範囲の国々へ拡散していたことを示すものである。つまり、現時点でわが国の何時何処へHPAIが発生するかを予測することが困難であるということを意味する。

(2)どうして..

カモやハクチョウが保持しているウイルスがどの経路を伝わって養鶏場へ侵入するのが重要な情報で

あるが、現時点では予測しきれない。2009年に公開された《高病原性鳥インフルエンザ発生を防止するための―(社)全国家畜畜産物衛生指導協会―》にはこれまでの発生事例の調査を基にHPAI発生防止への心構えが細かく記載されている(インターネットで閲覧できる)。

野鳥・野生動物による侵入の防止の項には《鶏舎には2センチメートル以下の網目の防鳥ネットを上から覆うように、ゆつたりと垂らすように張り、間隙を塞ぎましょう。また、破損が見つかったら、直ちに補修しましょう。防鳥対策と同様、間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防止しましょう。ネズミを見つけた場合、その侵入経路を見つけ、捕獲装置の設置、殺鼠剤の使用により駆除しましょう。鶏舎周辺、農場敷地封編および農場内の道路へ消石灰を散布しましょう。鶏舎の中に入ったら、すぐに扉を閉めましょう》とある。

また、本文の中には《黒バエは発生後約1週間後に行われた調査で、発生鶏舎から2キロメートル程度までの複数箇所では採集したオオクロバエとケブカクロバエからウイルス遺伝子が検出され、オオクロバエから

はウイルスも分離されました。鶏のウイルスと同じウイルスで、発生鶏舎の鶏によって汚染(機械的伝播)したと考えられています》と解説されている。

実際、筆者が種々の形態の鶏舎を巡回した経験から言っても、1万羽以上の鶏舎を完全に防鳥網でぐるぐると一羽のスズメも入らないようにできる設備は少ない。ましてネズミに関しては、よほどの注意をしているところであっても、その侵入・繁殖を抑えきれないのが現実である。

マニュアルで警告するのは易しい。しかし、いざ発生した時に「マニュアルに書いてあるでしょう!!」と言わんばかりに評価されては、当事者は困惑するばかりである。

(3)どうなる..

疑わしい病鶏が発生し、病勢鑑定でHPAIと確定すれば、検疫エリアに関してまずは鶏、タマゴ、鶏ふんやその他の器具など、すべての移動が禁止される。当初はタマゴの移動が開始されるのは、鶏を含むその他の資材と同様、鶏の殺処分終了後、隔週で2度圃鶏を設置し、一切HPAI感染が起きないことを確認して初めて許可された。

しかし、2005年の茨城のケースではPCR法(遺伝子検査法)を応用して1週間で移動できることになった。さらに今回(2010(2011年)は24時間(最短8時間と聞く)で移動が再開できることになった。LPAIで抗体は陽性でもウイルスを分離できない群に関しては、当該群が十分に隔離できる条件の下にタマゴの出荷ができるように制限が緩和されたことはすでに述べた通りである。

HPAI発生群については、行政の処置として直ちに殺処分が実施される。発生農場への行政対応が従来通りであることは、防疫の意義を考慮するならば言うまでもない。さらに、殺処分に対する死体の処理方法が、埋却を主とするよう変更され、養鶏を営む場合、万が一のケースに対応するため《成鶏―150日齢以上をいう―100羽当たり0.7平方メートルを確保、もしくは焼却・化成のための準備措置を講ずること》が定められた。

世界を俯瞰した場合の 新たな鳥インフルエンザの動き

(以下CNNニュースより引用)

昨年(2011年)8月29日にFAO(国連食糧農業機関)はHPAI(H5N1)ウイルスの変異株がベトナムと中国で見つかったことを明らかにし、周辺諸国に広がる恐れもあるとして警戒を呼びかけた。

FAOによれば、変異株は現行のワクチンが効かないとみられ、人体への危険も予測できない。ベトナム初の流行はタイやマレーシア、カンボジア、さらに朝鮮半島や日本に及ぶ恐れもある。最近ではカンボジアで8月、鳥インフルエンザの感染により1人が死亡し、同国では2011年に入って8人目の死者となった。

世界保健機関(WHO)によると、同ウイルスには2003年以降565人が感染し、331人が死亡した。ピークの2006年には世界63カ国に広がり、死亡・殺処分された家さんは4億羽、経済損失は200億ドルに上った。

その後、鳥インフルエンザはこれらの国で収束したが、中国やバンダ

ラデシユ、インド、インドネシア、ベトナム、エジプトにはウイルスが残り、最近ではネパール、モンゴルやルーマニア、ブルガリア、イスラエル、パレスチナ自治区にも広がっている。FAOは、渡り鳥がウイルスを運び、鶏肉の処理や売買で感染が広がっているとの見方を示し、軽快と監視姿勢が重要だと強調した。

(以下潮流ニュースより抜粋)

12月22日…

エジプトで29歳男性がH5N1鳥インフルエンザで死亡

12月16日…

エジプトで母子がH5N1鳥インフルエンザに感染、母親が死亡

11月30日…

エジプトで31歳女性がH5N1鳥インフルエンザに感染、危篤

11月17日…

FAO、中国農業省、中国南部の課金市場でH5N1-2-3-1株が拡大と警告

11月14日…

インドネシア、バリ島で死亡した兄妹の母親もH5N1感染で死亡

11月10日…

したことが確認

日本、松江市で死亡したコハクチヨウからH5N1亜型ウイルス検出

11月3日…

エジプト、1歳男児のH5N1感染報告

10月10日…

インドネシア、バリ島で兄妹、西ジャカルタで女兒がH5N1鳥インフルエンザで死亡

9月21日…

インド、西ベンガル周で課金の間

8月31日…

WHO/FAOの見解に反発、H5N1変異株の人への危険性は変わりない

8月31日…

アジアから拡大しつつあるH5N1変異株は従来の人用ワクチンが無効の可能性(香港専門家)

8月30日…

FAO、H5N1鳥インフルエンザ、世界的に再流行の可能性と警告

8月20日…

カンボジアで6歳少女がH5N1鳥インフルエンザで死亡

8月10日…

エジプトで6歳女兒がH5N1

ウイルスに感染、治療

7月29日…

カンボジアで4歳女兒がH5N1鳥インフルエンザで死亡

6月23日…

エジプト保健省、27歳男性がH5N1鳥インフルエンザで死亡したことを発表

6月16日…

エジプト保健省、5例のH5N1鳥インフルエンザ感染例を報告

6月10日…

カンボジア、7歳少女がH5N1鳥インフルエンザで死亡

6月2日…

インドネシア、H5N1感染1歳

6月2日…

性死亡例を発表(5月例)

6月2日…

エジプト、H5N1による30歳女性

6月2日…

以上、昨年12月から半年間を遡った記録からH5N1亜型鳥インフルエンザに関するもののみを選んで記述した。先にも述べたように中国では1月に3名の鳥インフルエンザ感染による死亡者が出ている。わが国では2010年11月に鳥根県安来市の約2万羽の農場で発生して以

来、1月に鹿児島県で1農場・約8300羽、愛知県で1〜2月に2農場・約17万羽、1〜3月には宮崎県で13農場・約102万羽(ブロイラー、ブロイラー種鶏を含む)、2月に大分県1農場・約1万羽、3月に三重県で2農場・約31万羽、2月に奈良県で1農場・約10万羽、和歌山県で1農場・約12万羽、3月に千葉県で2農場・約97000羽の合計185万羽あまりが殺処分に処せられている。

リスクを読む

今年の世界的なHPAIの動向とわが国のそれを見る時、HPAIウイルスが変異し、ワクチンが効きにくいことや、人為的であるにしろ、人から人へ感染する鳥インフルエンザウイルスが作り出され、その病原性が50%を越えるという情報は、わが国におけるいささか慣れに甘んじている状況と対比する時、心を引き締めなければならぬ。2010年から2011年にかけて、わが国で殺処分された羽数は採卵鶏のみでも150万羽を越える。2004年の淘汰羽数が全体で30万羽あまりで

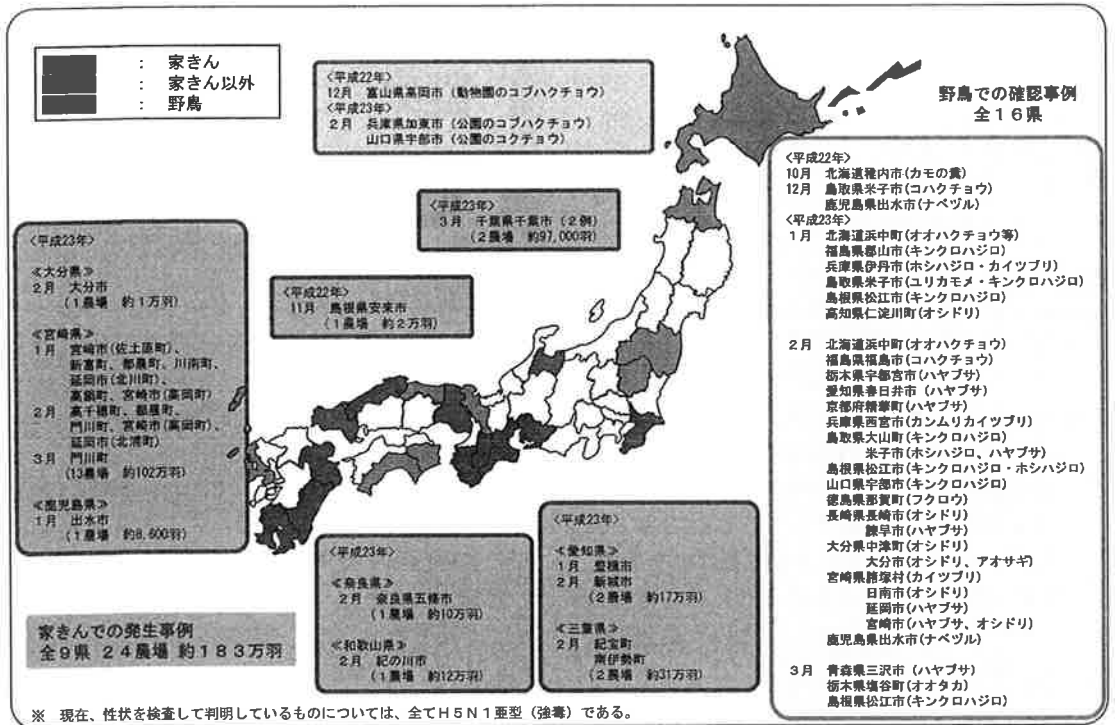


図 平成22年度における高病原性鳥インフルエンザの確認状況

あったのに比較しても大変な羽数増加である。

こうした状況下で、先のHPAIおよびLPAI発生防止マニュアルの巻頭には「2007年の発生においてはいずれの農場でも早期発見、早期通報がなされるときに関係機関による迅速な貿易対応により、発生規模は最小限に抑えられ、速やかに清浄化されました」とされている。

そして今回改訂された高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成23年10月1日施行)では、届出の迅速を義務化し、遅れた場合には補償を限定する旨が加えられている。理論的にはまったくその通りであるが、日々の管理で非常の場合をどの程度に想定できるものが心配である。

こうした諸事情を踏まえて、生産者サイドで何ができるのであろうか?? 生産者サイドに立脚し、共生を目指す筆者たちは、せめてリスクの先読みをするために、①野生動物のうちスズメ・ネズミ(この2者が鶏舎に侵入する可能性の大な野生動物であることは周知の通りである)に関してのインフルエンザウイ

ルス感染履歴をモニタリングする法の確立②ダストに付着して舞い飛ぶ可能性のある極めて微量のウイルスを検出する方法の確立③行政で行う検査方法と同一の検査方法で並行した検証ができるよう努力する――これらが達成できた場合、HPAIを防除できるのか?! という問い掛けが生じることは承知の上である。しかし、今そこにある危機要因を知れば、行政への違った形での働きかけに対しての根拠が得られるものと信ずる。今回の連載に際して、昨年末の韓国における取材内容を賦するつもりであったが、時間とスペースに余裕がなかったため、改めて紹介する機会を得たい。(終)